第3回伊賀市水道事業経営改革委員会　議事要旨

1. 日　時　2026（令和8）年10月9日（金）　14：00～16：00
2. 場　所　ゆめぽりすセンター1階　会議室1
3. 出席者　別添資料　委員名簿のとおり　　傍聴者：3人
4. 概　要

＜事項1＞　あいさつ（千頭 委員長）

本日で3回目となり、一つの山になると思う。我々が諮問を受けているのは水道事業基本計画について、それを受けての料金改定をどう考えるかという2つの事項である。

料金改定の大きな方向性は基本計画にも書き込む必要があるため、本日料金改定の議論をある程度進めてそれを基本計画に書き込むという議論になるため、よろしくお願いする。

＜事項2＞　前回の振り返り

【資料１　2～9ページに基づく説明】（田口　経営改善係長）

≪質疑等≫

委員長：　現時点で前回会議の振り返り部分を見ていただいて、さらにご質問があれば。

委員：　現在、伊賀市の料金を改定するという方向で進んでいると思うが、国の政策では隣の市と広域でやるのであれば補助金が出るものもある。
本計画は 15 年であるが、長期スパンで考えると視野に入れる必要があると思うが、現在はそこまで考えていないのか。
おそらく伊賀市だけ、名張市と連携したとしても追い付かないと思われるが、広域事業をどこまで広げていくか等の考えはあるか。

事務局：　三重県の関係部署とも調整をしているが、広域連携は今後の水道事業の生命線になる可能性は高い。
ただし、難易度も非常に高く、すぐにできるものではないことに加え、メリットもあるがデメリットについても考える必要がある。
まずは名張市との検討になるが、旨味だけを組み込んだ広域連携ありきの計画には現時点ではなっていない。

事務局：　ここ数年で三重県主導で広域化の検討は進んでいるが、現時点で伊賀市は伊賀地域で名張市と、南勢や北勢など地域分けをしてどういうことができるかを検討しているところである。
薬品や機器などの共同購入などスケールメリットの出る取組の実施検討から進めているところである。

委員長：　結論としては、基本計画には広域化の検討という文言は入れておいていいと思うし、実際に進めば基本計画の見直しを行えばよいと考える。
今の時点では広域化実施の明記までは時期尚早であると判断される。

委員：　料金収入の区分別構成比について、有収水量と料金収入を比較した際に家庭は水量は多いが料金収入としては少なくなり、金額的には工場が一番使っている量に対して

の料金が多くなっていると思うが、今後の改定について一律で改定するのか区分別で改定するのか決まっているのか。

事務局：　現時点では決まっておらず、次回以降の議論のテーマになってくる。

委員：　本日の資料に記載のある改定率は平均をとっているという認識か。

事務局：　全体として料金収入をこの程度上げないといけない、という数字である。

事務局：　伊賀市の水道料金は口径による基本料金と使用量に応じた従量料金の2段階となっており、利用者の属性による料金は設定していない。
工場の料金が多いのは使用量が多く、従量料金が高いためである。

委員長：　定額で上げるのか、定率で上げるのかなどの議論は次回以降進んでくると思われる。

委員：　先ほど話にあったように広域化については、三重県内のブロックごとにどういったことができるのか協議している。
広域化を人的・物的にどのように進めるのかなど課題があるので、先進的に取り組みをしている他の自治体のベンチマーキングを予定している。
参考になる情報があれば適宜、情報共有させていただく。

委員：　耐震適合率と料金の相関について、既に実施の優先順位が決まっているのであれば具体的に料金が影響する数字が計算できるのではないかという想定であったが、それらの優先順位はこれから決めていくのか。
また、耐震化の進め方については万遍なくやるのかある地域を集中的に行うのか。

事務局：　統合型の工事計画は粗々完成しており、緊急度の高い管路を優先的に実施していくことから、こちらを確認いただければ施工箇所やその延長、耐震化率などは分かっていただけるよう準備している。
進め方としては重要給水施設、老朽化の激しい箇所などの優先度が高い箇所から順次実施することになる。

委員：　重要拠点の場合、管路整備の途中で途切れてしまうことはないか。
耐震化という部分は市民の関心が高いと思われるので丁寧な説明をお願いする。

事務局：　重要拠点についてはゆめが丘浄水場から市役所、市役所から学校という形で決まっているものは進めていく。
それ以外については先ほど申し上げた通り優先度に合わせて整備する予定。

委員長：　実際は道路工事などとの兼ね合いもあるため、1 つのやり方というわけにはいかない。

委員：　広域化についての検討も必要であるが、相手方でもある程度予算を確保してもらわないと対等な協議とならない。
文言を入れることは必要であるが実効性がないものにならないようにしていただきたい。

委員：　広域化にも様々なケースがあり、事業をすべて統合して料金体系も揃えるものや、経営の統合として個別料金となるケースもある。
メリット・デメリットを丁寧に検討していく必要がある。

＜事項3(1)＞　財政シミュレーションと平均改定率の試算

【資料１　2～6ページに基づく説明】（田口　経営改善係長）

≪**質疑等**≫

事務局：　本日ご欠席の委員に事前に説明に伺い意見をもらっている。
経営改善の取組についてはしっかり説明をして理解を得ないといけないというご意見をいただいたため、施設の統廃合について旧計画時点と令和6年のアセットマネジメントと比較したところ、年度の細かいずれや計算方法の違いはあるが概ね40年間の管路を除く施設・機械の更新費用は半分以下にまで圧縮ができていることが分かった。
当初計画と比較して施設の更新費用は大きく抑えられていると言える。
加えて水需要の減少に対して、需要増大を目指す企業誘致などの取り組みについて、伊賀市としての方針を示してほしいとのご意見もいただいた。
こちらについては本庁との調整の上回答したいと考えている。

委員長：　総合計画やまちひとしごと創生総合戦略の中で人口ビジョンを作っていると思うが、おそらく日本中で人口が増える前提になっていない中、どれくらい食い止めるかという話であると思われる。

委員：　今後、さらに高齢化が進んでいき人口減少も年間で一斉に減少することが見込まれる。そういった状況を視野に入れながらやってほしい。
2点目に、施工面で水道管などの工事において推進工法という掘削を多くしなくてもできる方法を選択するなどの工夫をしていただきたい。

委員長：　検針業務の効率化などは書けることはなさそうか。
現在、検針はどのような体制でおこなっているのか。一括委託であれば経営改善に貢献しているはずである。
また、スマートメーターなどについての取組はどうか。

事務局：　過去は直営と委託の混在であったが、現在は委託のみである。
スマートメーターについては一部検針困難地域に試験的に導入をしている。

【資料１　2～6ページに基づく説明】（田口　経営改善係長）

≪**質疑等**≫

委員長：　全体としての料金改定の試算を当面5年間3パターンで示していただいた。
5年以降も事業が続くので、その次の料金改定はどれくらい必要かが20ページの資料となる。
本日はこの中で成り行きを除く3つのパターンからどれを採用するかを決めていければと思う。
これらについて質問があれば。

事務局：　本日欠席の委員から近隣の自治体の料金改定状況を教えてほしいという意見が出たので直近5年分を調べて報告する。

三重県内水道料金改定状況（直近5年の動き）

自治体	改定率など	状況	自治体	改定率など	状況

津市	28%	改定済 （2022.4～）	菰野町	20 ㎥例: 23.2%	改定済 （2025.10～）
明和町	最大5%	改定済 （2022.6～）	度会町	平均 19.7%	改定済 （2026.4～）
桑名市	平均10%	改定済 （2023.1～）	御浜町	約 30%	改定済 （2026.4～）
尾鷲市	34. 6%	改定済 （2024.4～）	紀北町	平均 30.66%	答申・議決済 （2026.12～）
朝日町	基本 28.34% 水量 28.10%	改定済 （2025.4～）	桑名市	平均 20% ※2023 と別に	審議会答申・未確定 改定時期未定
大台町	基本 25% 従量 22.2%	改定済 （2025.4～）	鈴鹿市	18%／25% ／56%	3 案の試算・未確定 （2028.4～ 想定）
熊野市	一律 30%	改定済 （2025.4～）	名張市	平均 47%	審議会答申案・未確定 改定時期未定
東員町	29%	改定済 （2025.7～）	四日市市	未提示	審議開始
川越町	全体 26.9%	改定済 (2025.7~8~)			

委員長:　よく近隣自治体の料金や改定率について質問がある。今回は改定率についてご説明いただいたが、平均的な家庭で20㎥使ったらいくらかというものを資料として準備しておいた方がよい。どこの自治体でも現在改定中であるため、必ず日付をいれておいてほしい。

委員:　文言の説明からお願いしたいが、起債充当率とはどういう意味か。

事務局:　パターン1と2・3で若干考え方が違うが、基本的には支出額の何割を借金で対応するかというものである。
パターン1は既存の工事等の計画に対して30%程度を起債で対応する。パターン2、3については分母が資本的支出全体として計算している。

委員:　料金回収率については、有収率の上昇を見込んでの数字ということで良いか。

事務局:　見込んで資料の数字となっている。

委員:　起債を充当して事業を行った場合の方が、管路の更新を多くできるようになって有収率が上がっていくのではないか。

事務局:　管路更新等事業を行う量はすべて同じ状態でシミュレーションしており、その費用のうち借金の割合をどの程度にするかという考え方である。
借金を多くしてその分工事を増やすというものではなく、収支は同じであるが、費用を借金で賄うか料金としてお客様からもらうか、借金が増えれば料金の上がり幅は抑えられる。

委員:　借金を増やして改修する管路を増やすという考え方はないか。

事務局:　更新需要にも合わせており、更新が必要のない新しい管は更新しない想定で工事計

画を整理している。

委員：　国や地方公共団体であれば民間企業と違い、借金の上限額は制限されない。
早い段階で有収率を上げる取組をすれば料金回収率が下がるペースを落とせるのではないかと考えている。

委員長：　自治体の起債額についてはいくらでもというわけではないと思うが、その辺りも含め事務局に説明をお願いする。

事務局：　水道事業は特殊な形態で固定費の割合がすごく大きく、一般論として有収率上げたほうが経営が改善していく前提はあるが、それにより減少するコストがどの程度あるかというのはかなり微妙なところである。
既に整備した浄水場などの償却が大きく、他自治体でも有収率を上げることが難しい割にコストメリットはそこまでないという議論が出てくる。

委員：　95%を目指しても得られるメリットが少ないため、90%ぐらいまで上げれば固定費と変動費の関係を見れば、10%の取り漏れはそれ以上の投資するほどの影響はないということであると認識した。

委員長：　ただ現状の80%は低いということで90%まで上げることが目標ということであると思われる。

委員：　目標は15年で90%まで上げることだと思うが、5年で90%まで上げることなどはできないのか。

委員長：　市内の施工事業者の数にも限りがあるため、誰が工事をするのか、という問題もある。

事務局：　工事計画の中で管路も順次整備していくが、更新速度をはるかに上回って老朽化が進んでいく。その中で工事するほど有収率が上がると断言はできない。

事務局：　加えて、料金回収見込みが右肩下がりのグラフになっているのは、有収率を上げる速度より給水人口が減るスピードの方が速いのが大きな要因である。
希望的観測を排した人口推計を使っているので、他の推計と比べて厳しいものに見えるが人口が減る方が早いということを補足する。

委員：　逆にその状況であれば、料金改定率は現状の試算では低いのではないか。

事務局：　上げることが可能であればもっと率を上げたいが、水道法における水道の提供は低廉でなければならないとされている。
市民の負担にならない程度で、余裕のある経営が立ちいく程度との間を取りながら改定を考えないといけない。

委員：　個人の感覚的に5年ごとに上げられるのであれば、最初に大きく上げて利益が出たタイミングで資金を貯めてもらいたい。5年間隔では短いので「また上がるの」となる。

委員長：　そういう指摘があることも多い。ただし、水はすべての方が使うもので、買いたくなければ買わないができない。生きるのに必要なものであるので、その最低レベルで賄えるようにしないといけないのが一般の商品との違いである。

委員：　現時点の水道料金はどれくらいで、仮に 30%上がるとしたらどれくらいになるのか。

委員長：　次回以降、改定率だけではなく、値上げ幅を金額で示した資料を準備いただきたい。
また、次回以降に議論すると思うが、基本料金と従量料金をどのように割り振るか

も重要となってくる。

委員：　21ページのグラフ、企業債残高対給水収益比率についてパターン1のみ令和23年度時点で上がることになっているがこの場合、パターン1はあまり良くないということか。

委員長：　企業債残高は毎年の事業や償還の予定によって上下することがある。

事務局：　金額で示した方が分かりやすいため、金額で整理して改めてお示しする。
内容としては特段悪くなるパターンとは認識していない。

委員：　15ページの改定率について、基準の数字はどこから導き出されたのか。

事務局：　起債の発行額をこの程度にした場合に料金改定率がそれぞれお示ししたものになるという整理であり、改定率を基準としていない。
そのため、借金を多くすれば料金の改定率は小さくなる。

委員：　起債の充当率で料金が決まっているというところは納得感が十分得られるか難しい部分ではないか。

事務局：　経営改善の取組を説明し、料金改定しかないとした上でどれだけ市民負担を抑えるかを検討するためには企業債を借りて抑えるしかないという状況になっている。

委員：　結局、割合をどう変えるかという話だと認識している。

事務局：　先ほど名張市の話題があったが、1.47倍としても伊賀市と同水準程度の料金に収まる。伊賀市として低廉な料金で供給するにあたっては他の自治体なども参考にし30%前後に収まる範囲であると考えたため、お示しした数字になっている。

委員：　市民の方に機械的に数字が決まっているという風に捉えられるような説明にならないようにお願いしたい。

委員長：　現在はパターンを出すための資料の作り方をしていると思うが、最終的には料金改定を実施することで例えばこれだけ更新ができる等の説明はするべきである。
加えて、30%が29%ではだめなのか、31%はいいのかという議論はきりがない。
改定率を下げるということは先送りの話になるので、次回会議で改定率を見たときに選択肢でどれを選ぶかという議論にならざるを得ない。

委員：　やはり金額で示してもらうと分かりやすい。例えば2カ月8,000円であれば30%上がるとプラス2,400円になるなど、市民が自分の家の料金明細を見て実感でき納得してもらいやすいと思う。

委員長：　パターン2の場合、具体的にどうなるか示すことは可能か。

事務局：　1月でどれくらい水を使うかは他市の自治体を参考に少し多めに計算しているが、単身世帯の場合は月10㎥で現在1,540円が約2,000円となる。
夫婦とお子さんの4人家族の場合、月30㎥で現在5,500円が約7,150円となる。
夫婦の親世代を含む6人家族の場合、月45㎥で現在9,460円が約12,300円となる。
単純に改定率を書けた場合の数字である。

委員：　そちらの方がよく分かる。市民にとっては自分の身が一番心配なのでそれが分かるように資料に入れてもらうようお願いしたい。

委員長：　次回は基本料金、従量料金の議論になると思うが、改定率と改定前後の金額が分かるような資料づくりをお願いする。
その上で、我々はパターン1,2,3のどれにするか決めていかなければいけない。

事務局説明を聞くとパターン3は令和10年は改定率を抑えることができるが、5年後にそれを上回る改定が必要という意味で負担を将来に先送りしていることから事務局はパターン1か2がいいんじゃないかと説明があった。
その辺りも踏まえて決めていきたい。

委員：　現預金残高は3パターンとも変わらないということで良いか。

事務局：　どのパターンも14億円程度となっている。

委員：　20ページで令和10年、令和15年はどれも足して50%程度になるが、令和 10 年に上げた料金にさらに令和15年の数字を掛けるという認識で良いか。

事務局：　然り。

委員長：　もちろん、これは決まった数字ではなく、5年後に今回と同じように審議会で検討をすることになると思われる。
加えて、国勢調査の確定値が最近出たが、伊賀市も厳しい数字だったのではないか。少し前の人口予測よりも厳しいところが多い。

委員：　パターンごとの誤差は数十円程度であり、最初の5年の負担を少なく思いたいかどうかだけである。

事務局：　先ほど説明したものは一般家庭のものだけなので、事業所としての視点なども加味したご発言があればお願いしたい。

委員：　基本料金を上げるか従量料金上げるかで水量の多い事業者の負担は抑えられるのでは。

委員長：　水道事業の経営的には基本料金を上げる方が安定するので、基本料金を厚めに上げたいと思う。
加えて逓増度、一般家庭と多く水を使っているところの料金格差もできれば抑えたいというのもあると思われる。

委員：　9ページの区分別構成でみると今後、基本料金で上げれば有収水量と料金収入がほぼイコールになるのではないか。従量料金を大きく上げると負担が大きくなる。そのため、基本料金で引き上げるのが得策であると考える。

委員長：　基本料金も口径別でかなり違う。
他自治体の議論で出てきた話では、伊賀市は特定の大企業に依存する構造にはなっていないが、そういった自治体もありその企業がなくなったらどうするかという議論があった。
また、飲食をされている事業者から、小幅な改定は価格転嫁が難しいため困るという意見があった。

委員：　飲食店については加えて、5年ごとに変えられるのも困るということである。
現在消費税減税の議論でまた変えなければいけないという話になっている。
上がるのは仕方ないがなるべく1回で終わらせてほしいというのがある。

委員：　人口減少により住んでいる集落が15年後にはなくなるのではないかという危機感があるが、そういった所でも人がいる限り配管してもらなわないといけない現状では、令和15年にもう一度見直しが確実であることを説明した上で今回3割上げるという説明をしてもらった方がいいと思っている。

事務局：　我々も一気に上げたほうが助かるが、低廉に提供したいということに加え、社会情勢が刻々と変化する中、国からも5年程度で見直した方がよいということが言われて

いる。
一度の改定で10年、15年事業運営をしていきたいが、情勢が変わって10年持たないとなると困るので、5年間隔で見直しをしていかないと安定な経営ができないと考えている。

委員長:　委員の皆さんにどのパターンがいいか、そろそろお聞きしないといけない。
パターン1, 2, 3で良いと思うものに挙手をお願いする。

パターン1　1名　　パターン2　2名　　パターン3　1名

委員長:　パターン2が多数ではあるが、他のパターンに挙手された方のご意見を伺いたい。

委員:　パターン3に挙手したが、最初の料金改定のタイミングは改定率が低い方が説明しやすいと思っている。
市民にとっては企業債の金額については関係のない部分であると思われるので、最初の負担が低いものを選択した。
パターン3については、2回の改定で小幅な改定がなくなり、もう一度改定する宣言があれば事業者も対応しやすくなると考えている。

委員長:　企業債の残高について自治体経営における指標になっている部分があるため、その辺りも含め企業債残高の大小について事務局の方で説明いただいた方が良いのでは。

事務局:　経営的な面では借金を多くすると、固定的な経費としてその償還費用や利息の支払いが大きくなる。パターン3については検討したもののなかで最も多く利息を支払うことになる。
パターン1については市民負担が最も大きくなることになり、それとのバランスを考慮する必要がある。

委員長:　民間企業であれば借金をしても儲かる事業を起こせたら良いが、公営企業は借金を増やしたときにそれを上回って儲けることができないのが決定的な違いで苦しい部分である。
様々ご意見をお聞きした中で間であるパターン2が妥当でないかと考える。
ただ、パーセンテージしか出てきていないため、参考資料として金額ベースの比較資料を作ってもらいたい。
次回以降、改定幅の検討に入るが、その検討の基本はパターン2をベースにするが、パターン1と3についても月20㎥でいくらになるかという追加資料を作っていただきたい。

委員:　パターン2で挙手したが、水道法の第1条(目的)には「水道の基盤を強化することによって、清浄にして多くの低廉な水の供給を図る」と書いてある。
基盤強化という点で言えばパターン3は少し遠くなるのではないかと考える。

委員長:　ご指摘いただき感謝する。

＜事項3(2)＞　基本計画とりまとめ

【資料2に基づく説明】(田口　経営改善係長)

≪質疑等≫

委員長：　計画書案本冊について皆さんが読んで細かくご意見をいただくのは難しいかもしれないが、全体の構成、取るべき方策の集約、指標は経営にまつわるものに集約していただいたということであった。
先ほどまでの議論と表現は違うが7章で料金の改定などについて記載されているということであった。
何かお気づきの点があればお願いする。

委員：　目標指標について、耐震化率や管路更新率の数字についてはどういった根拠で設定したものか。

事務局：　耐震化率や管路更新率、施設利用率は工事計画に基づいて実施した場合に達成できる数値を上げている。

事務局：　計画改定にあたり、実効性の高いものにするとしている。
このため、目標数値の設定を現状値から何%増のような雑ぱくな設定をすると実効性のないものになってしまうので、前提として実務部署に工事の時期や金額などを照会し工事計画案を作成したものを元に15年間の耐震化率などを設定している。
工事時期や更新延長などを元にしているので、必ず実行する数字となる。
施設利用率については同じ考え方であるが、50%となっているのは給水人口の減少がそれを上回っているからである。

委員：　耐震化率の年平均の伸びというものは毎年どれくらいなどの数字があるか。
物価高騰もあるため、伸びのパーセンテージを守れる形で検討するのが良いと思うが。

事務局：　本日持ち合わせていないため、次回提示する。
管路の工事については施工する管路の口径で割合が大きく変わるため、直線的に上げるのは難しい。

委員長：　少なくとも令和23年までに5．5%増えるということであれば、平均すればよいと思うが、実際は凸凹するということか。

事務局：　然り。

委員長：　今、基本計画のとりまとめという協議事項になっているが、今日の確認の後は内容を変えないということではないか。
ある一定期間内に事務局に質問や意見を出すことになると思うが、そのスケジュール感を説明いただきたい。

事務局：　本日の会議終了後、概ね1週間程度ご意見をいただく期間を設けたい。
その期間内に内容を確認いただき、修正等のご意見をいただければと考えている。
その内容を反映して修正したものを中間案として市議会に説明の上、市民の意見を聞くための1ヶ月程度の期間でパブリックコメントを実施したい。
パブリックコメントでいただいた意見を踏まえたものを審議会で確認し最終案とするという流れを想定している。

委員長：　パブリックコメントの実施時期はいつ頃となるか。

事務局：　スケジュール的に可能であれば、年末から年明けの期間で実施できればと考えている。

委員長:　特に私も含めて水道事業の専門家ではないので、皆さんの目線で見たときにこういう表現は分かりにくいというものがあればご意見いただければと思う。

＜事項4(3)＞　その他

今後のスケジュール等について説明

≪質疑等≫

事務局:　本日ご欠席の委員にも同様の照会を事務局より連絡させていただく。
予定通り進み、議会をお認めいただければ、中間案をパブリックコメントにかけ、本会議の第6回までに答申をいただければと考えている。

委員長:　確認であるが、パブリックコメントは水道事業計画のものであって、料金改定ではないということで良いか。

事務局:　然り。

委員長:　料金改定の方は並行して次回、基本料金・従量料金など改定内容についての案の提示があり、議論をしていくことになる。
料金改定については、3月議会で条例改正をする予定か。

事務局:　料金改定の議案上程は計画が承認された後に改めて行う予定である。